

監査委員事務局 目標

【概要】

監査委員事務局は、選挙管理委員会事務局長を兼務する事務局長と監査係2名の計3名体制で、監査委員が市の行財政が公正かつ効率的に運営されているか監査をできるよう業務に取り組んでいます。

監査委員事務局の目標（平成29年度）	監査委員事務局長 大塚 幸男
【基本方向】 監査委員が公正不偏の立場から厳正で的確な監査、審査、検査等を実施するに当たり、より実効性のある監査となるよう予備監査（事前調査）等を行い、もって本市の行財政運営の合規性、効率性、経済性等を確保することにより、市民から信頼される市政運営に寄与します。	
【達成すべき目標】 1 監査事務の適正な実施 定期監査、決算審査及び例月出納検査等、監査委員協議の下策定された計画に基づき、全ての部局を対象として効率的、効果的に実施する。 2 監査制度の改正 地方自治法改正内容を把握し、監査制度改正に向けて万全な準備をする。	【目標の達成度】 1 監査事務の適正な実施 平成29年度監査基本計画に基づき、全部局を対象に監査等を実施し、要改善点の改善を求めるとともに、その結果を市長等に報告し、公表した。 2 監査制度の改正 地方自治法の一部改正法施行に伴う対応を執った。 監査基準の制定については、その策定の際に参考とすべき総務大臣の指針が示されていないことから国の動向を注視している。